

独信基302令和2年度第388号

令和3年4月1日

林業・木材産業関係団体 各位

独立行政法人 農林漁業信用基金
理事長 今井 敏
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための
借換資金に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用
基金林業信用保証業務細則の特例業務細則の一部改正について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
当基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、当基金では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者の
ための借換資金に係る林業信用保証を令和4年3月31日まで受け付けることと
し、「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための借換資金
に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務
細則の特例業務細則」の一部を改正することといたしましたので、お知らせい
たします。

なお、一部改正後の「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者
のための借換資金に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金
林業信用保証業務細則の特例業務細則」は、当基金のホームページ
(<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>) に掲載しております。

敬白

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための
借換資金に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業
信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

令和2年5月28日独信基302 令和2年度第80号
変更：令和3年4月1日独信基302 令和2年度第388号

(目的)

第1条 この特例業務細則は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により影響を受けた林業を営む者のための借換資金に係る債務保証について、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(保証申込受付期間)

第2条 令和2年5月28日から令和4年3月31日までとする。

ただし、上記期間内であっても、林野庁の林業施設整備等利子助成事業（補助事業者が全国木材協同組合連合会のものに限る。以下「利子助成」という。）又は保証活用支援事業のいずれかの予算の全てが執行された場合にあっては、この限りではない。

(保証対象資金)

第3条 細則第5条の規定にかかわらず、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減のための借換えに必要な資金であって、対象資金の貸付利率が既往債務の借入金の利率以下かつ年2パーセント以下であるものについて、信用基金が債務の保証を行うこととする。ただし、次に掲げるものを除いた資金とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。）
- (3) 木材産業等高度化推進資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知）第7及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）第9に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。）
- (4) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金
- (5) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的

に延滞又は固定化しているとみなされる債務

(保証要件)

第4条 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた次の者とする。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等又は「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3の(2)のアに基づき都道府県が選定した育成経営体であつて、林業所得が過半を占める者(個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。)

(必要書類)

第5条 新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことを証明する様式保第1号の9「林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書」及び様式保第1号の10「借換資金申込申請書」を、借換えの申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融資機関経由で提出させるものとする。

(保証割合)

第6条 細則第7条の規定にかかわらず、本特例業務細則に係る保証の範囲は以下のとおりとする。

区分	被災林業者等	間接被災者	
保証要件	新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者。
保証割合	原則100パーセント保証	原則100パーセント保証	80パーセント保証

(保証限度額)

第7条 細則第6条の規定にかかわらず、一被保証者についての保証の金額の最高限度は3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額とする。

なお、林業以外の事業についても経営している場合は、上記の保証限度額の範囲以内で林業に係る既往債務の借換借入金の額とする。

(保証期間)

第8条 本借換資金の借入期間の最高限度は10年とする。(なお、設備資金の借換資金については、借入期間の最高限度は、15年とするが、資金融通のための借換えであることから、運転資金として取り扱うものとする。)ただし、原則として更新を認めない。

(弁済方法)

第9条 原則として、分割弁済、据置期間は2年以内とする。

(貸付形式)

第10条 証書貸付または手形貸付とする。

(保証の利用形態)

第11条 普通保証とする。

(連帯保証人等)

第12条 細則第17条第4項の規定により、連帯保証人を立てることを免ずることができる。

(保証料)

第13条 当初の貸付けから最大5年間免除することができる。

(細則の準用)

第14条 この特例業務細則に定めのない事項については、細則を準用する。

附 則

この特例細則は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この特例細則の変更は、令和3年4月1日から施行する。

(2) のアに基づき都道府県が選定した育成経営体であつて、林業所得が過半を占める者(個人にあつては林業所得が過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。)

- (保証対象資金)
 第3条 安え債つと(1)～(5) (略)
- (保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)
 第4条 安え債つと(1)～(5) (略)
- (1) 株式会社、信用基金、次掲げるものを除いた資金
 (2) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (3) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (4) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (5) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
- 2 (削る。)

- (保証対象資金)
 第3条 安え債つと(1)～(5) (略)
- (保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)
 第4条 安え債つと(1)～(5) (略)
- (1) 株式会社、信用基金、次掲げるものを除いた資金
 (2) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (3) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (4) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
 (5) 林業・木材産業・木材等促進の号保11月9日(昭38年11月9日)の国助済期特第4等な
- 2 (削る。)

務の借換借入金の額とする。

(保証の範囲)

第6条 細則第7条の規定にかかわらず、本特例業務細則に係る保証の範囲は、以下のとおりとする。

区分	被災林業者等	間接被災者
要件	イ従る影を ウにすな害 ナ症患的被 ロ染罹接り者。 コ感が直よた 型ス員のにけ ル業等響受	イよた月がし少 ウにけか等比減 ナ症受1高に上 ロ染を近上月以 コ感響最売同% 型ス影、の年5 ルる後間前てし
保証割合	原則100%保証	原則100%保証
保証割合		原則80%保証
保証割合		原則100%保証

(新設)

(保証割合)

第6条 細則第7条の規定にかかわらず、本特例業務細則に係る保証の範囲は、以下のとおりとする。

区分	被災林業者等	間接被災者
要件	イ従る影を ウにすな害 ナ症患的被 ロ染罹接り者。 コ感が直よた 型ス員のにけ ル業等響受	ウ症を最の前し ナ染響、間が比 ロ感影後月等に コスるたか高月 型ルよけ1上同 新イに受近売年
保証割合	原則100%保証	原則100%保証
保証割合		原則80%保証

(保証限度額)
 第7条 細則第6条の規定にかかわらず、一被保証者に
 ついての保証の金額の最高限度は3億円又は林業経営

の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいづれか低い額とする。

なお、林業以外の事業についても経営している場合は、上記の保証限度額の範囲以内で林業に係る既往債務の借換借入金の額とする。

(保証期間)

第8条 本借換資金の借入期間の最高限度は10年とする。
(なお、設備資金の借換資金については、借入期間の最高限度は、15年とするが、資金融通のための借換えであることから、運転資金として取り扱うものとする。)ただし、原則として更新を認めない臨時保証扱いとする。

(弁済方法)

第9条 原則として、分割弁済、据置期間は2年以内とする。

(貸付形式)

第10条 証書貸付または手形貸付とする。

(保証の利用形態)

第11条 普通保証とする。

(削る。)

(新設)

(弁済方法)

第7条 弁済方法については、原則として分割弁済、据置期間は2年以内とする。

(貸付形式)

第8条 貸付形式については、証書貸付又は手形貸付とする。

(保証の利用形態)

第9条 保証の利用形態については、普通保証とする。

(債務保証の申込み)

第10条 細則第9条第1項、第2項及び第4項に規定する書面のほか、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことを証明する様式保第1号の9「林業・木材産業災害復旧対策保証被害証明申請書」及び様式保第1号の10「借換資金申込申請書」を、借換えの申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融資機関経由で提出させるものとする。

<p><u>(削る。)</u></p> <p>(連帯保証人等) 第12条 (略)</p> <p><u>(保証料)</u> <u>当初の貸付けから最大5年間免除すること</u><u>ができる。</u></p> <p>(細則の準用) 第14条 この特例業務細則に定めのない事項については、<u>細則を準用する。</u></p>	<p><u>(保証料)</u> <u>第11条 細則第15条の規定にかかわらず、当初の貸付けから最大5年間保証料を免除することができる。</u></p> <p>(連帯保証人等) 第12条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(細則の準用) 第13条 この特例業務細則に定めのない事項については、<u>細則を準用する。</u></p>
---	--

附 則
この特例業務細則の変更は、令和3年4月1日から施行する。